

ID: 3025

担当部署: 農林課

処分の概要	公用等に供する土地を含む土地の一定の地域を定める承認(道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。)
法令名 根拠条項	土地改良法 第5条第6項(第48条第9項(第84条において準用する場合を含む。)、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)
法令番号	昭和24年法律第195号

【基準】

法第5条の規定による。

(設立準備)

- 第5条 第3条に規定する資格を有する15人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業(第2条第2項第6号に掲げるものを除く。以下第15条の規定を除き、この章において同じ。)の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することができる。この場合において、2以上の土地改良事業の施行を目的として一の土地改良区を設立することができるのは、これらの事業相互間に相当の関連性がある場合に限るものとし、その場合における当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせた地域とする。
- 2 前項の者は、同項の認可の申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要(2以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成。次項において同じ。)、定款作成の基本となるべき事項、同項の一定の地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者で当該土地改良事業の計画及び定款の作成に当たるべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2(2以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2)以上の同意を得なければならない。
 - 3 第1項の者は、同項の認可の申請をするには、前項の規定による公告をする前に、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならない。
 - 4 第2条第2項第3号に掲げる事業又は当該事業と他の事業とを一体とした同項第1号に掲げる事業(以下「農用地造成事業等」と総称する。)の施行を目的とし、又は目的の一部に含む土地改良区を設立する場合において、第1項の認可を申請するには、同項の者は、第2項の3分の2以上の同意のほか、その同条第2項第3号に掲げる事業の施行に係る地域(以下「農用地造成地域」という。)内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者で同条第1項第3号又は第4号に該当するもの(以下「農用地外資格者」という。)についてその全員の同意を得なければならない。
 - 5 前項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業等については、農用地外資格者は、その者の当該資格に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、第2項及び前項の同意について同意又は不同意を第1項の者に表示する前において、農林水産省令の定めるところにより、その農用地造成事業等の施行につき、その使用及び収益をする者の意見を聴かなければならない。
 - 6 国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて

第1項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならない。

- 7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地(前項に規定する土地を除く。)で政令で定めるものを含めて第1項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	令和5年4月28日